解　説

「浄化槽 Version1」

制定日 2012 年 12 月 1 日

１．商品類型設定の背景

私たちが、台所や洗濯、風呂、トイレ等から流す生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つとなっており、これらの生活排水は下水道、農業集落排水施設、浄化槽やコミュニティプラントなどの処理施設にて処理される。全国の汚水処理人口は2010年度末で1億531万人と、総人口の86.9%に対して汚水処理施設の整備が進んでいる状況である。しかし、大都市と中小市町村では状況に大きな差があり、汚水処理人口普及率は、100万人以上の大都市では99.3%（下水道98.8%、浄化槽0.4%）であるのに対し、人口5万人未満の市町村では72.2%（下水道46.3%、浄化槽17.3%、他8.6%）にとどまっていることから､現在もなお､速やかな汚水処理施設整備が望まれている。[1)]

過去、1960年代に大規模な事業系排水や下水道整備の遅れ、水洗便所の排水のみを処理する単独処理浄化槽の急増などによって、水質汚濁が社会問題となっていたが、その後、工場排水規制が強化、下水道が整備されるとともに、2000年の法改正により単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、戸建住宅のし尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽が郊外の住宅団地や中山間部などの地域で設置されることなどにより、水環境の改善が図られてきている。一方で、単独処理浄化槽は未処理雑排水が水環境中へ放流されることなどのために、合併処理浄化槽に比べてBODの排出量が8倍にもなり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされているものの、2010年度でまだ488万基が残存していると推定されており、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へと転換することが近年、課題となっている。

また、浄化槽は下水道事業のような長い管路が不要であり、効果の発現が早く、特に今後の普及の中心となる人口の分散した地域において効果的である。水循環という観点からも、その場で個別に処理された水が放流されることで、河川の自然な状態の流量を確保することにも役立つ。そのため、地方自治体では、財政状況や人口減少の問題などを考慮して、下水道区域を中心とした既存計画から、集合処理方式を個別処理である浄化槽の特性を活かした計画策定の考え方に移行するなど、社会情勢の変化を踏まえた効率的な生活排水処理計画に見直すことが求められている。

そこで、生活排水負荷の低減や省エネルギーなど総合的に環境負荷を低減する浄化槽を認定し、一般消費者にも広く認知されているエコマークによって合併処理浄化槽への関心を高めることで、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換を誘導し、汚水処理整備が推進されるよう認定基準を策定した。

２．適用範囲について

本商品類型は、浄化槽(合併処理浄化槽)を対象とした。

浄化槽は2010年度の出荷基数のうち、小型浄化槽（5～50人槽）が98.8%、5~10人槽では93.0%（(社) 浄化槽システム協会資料）と小型浄化槽が圧倒的多数を占める。また、一般消費者への普及啓発、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換という目的や、全国浄化槽普及促進市町村協議会での登録が5~10人槽である現状から、10人槽までの小型浄化槽を対象とした。

３．用語の定義について

「合併処理浄化槽」の定義は、浄化槽法を引用し、「単独処理浄化槽」は環境省パンフレット、「ディスポーザ対応浄化槽」は浄化槽性能評価方法（（一財）日本建築センター）などを参考に作成した。「省エネ基準」については、低炭素社会対応型浄化槽の消費電力の基準を引用していることを明確にして消費電力の扱いを補足した。「再生材料」に関する定義（「再生プラスチック」、「プレコンシューマ材料」および「ポストコンシューマ材料」)の定義は、ISO14021に基づいて作成した。

４．認定の基準と証明方法について

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境評価項目選定表を用い、4つの環境評価項目の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「浄化槽」において考慮された環境負荷項目は下表1に示したとおりである。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、表中◎印である。

なお、表中の　印の欄は検討対象とならなかった項目を示す。また、図1には、本商品類型で設定した主な認定基準を概略図で示した。選定された項目の環境に関する基準の策定の経緯を以下に示す。

表1 ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通・設置	D.使用消費	E.リサイクル	F.廃棄
1.省資源と資源循環	◎再生材料の使用 △コンパクト化による原料削減 ▼ブロワ低電力化によるレアアース使用		◎コンパクト化による掘削土量、スラブ量の低減	○発生汚泥量の低減 △コンパクト化による汚泥清掃量の低減 △ディスポーザ対応による生ごみ量の低減 ▼水処理の高度化による槽容量の増加	◎長期使用 ○使用後の製品のリユース、リサイクル	△コンパクト化による廃棄量の低減 ▼再生材料使用による耐久性の低下
2. 地球温暖化の防止		△コンパクト化によるエネルギー使用量低減	△コンパクト化による輸送燃料低減 ◎コンパクト化による施工時のエネルギー消費量の低減	◎低消費電力化 ◎ディスポーザ対応による生ごみ処理に要するエネルギー量の低減 ○CH_4、N_2O直接排出量の低減 △高度処理化による放流先で発生するCH_4、N_2Oの低減 △汚泥清掃量の低減による汚泥処理エネルギー量の低減 ▼水処理の高度化による消費電力の増加		
3. 有害物質の制限とコントロール		◎製品への有害物質の不使用		◎高度処理による放流水質の改善		△有害物質不使用による拡散防止
4. 生物多様性の保全				◎高度処理による放流水質の改善 ◎維持管理における浄化性能の保持		

◎：基準化された項目、○：検討した項目、△・▼：他のステージに影響する環境効果・トレードオフ

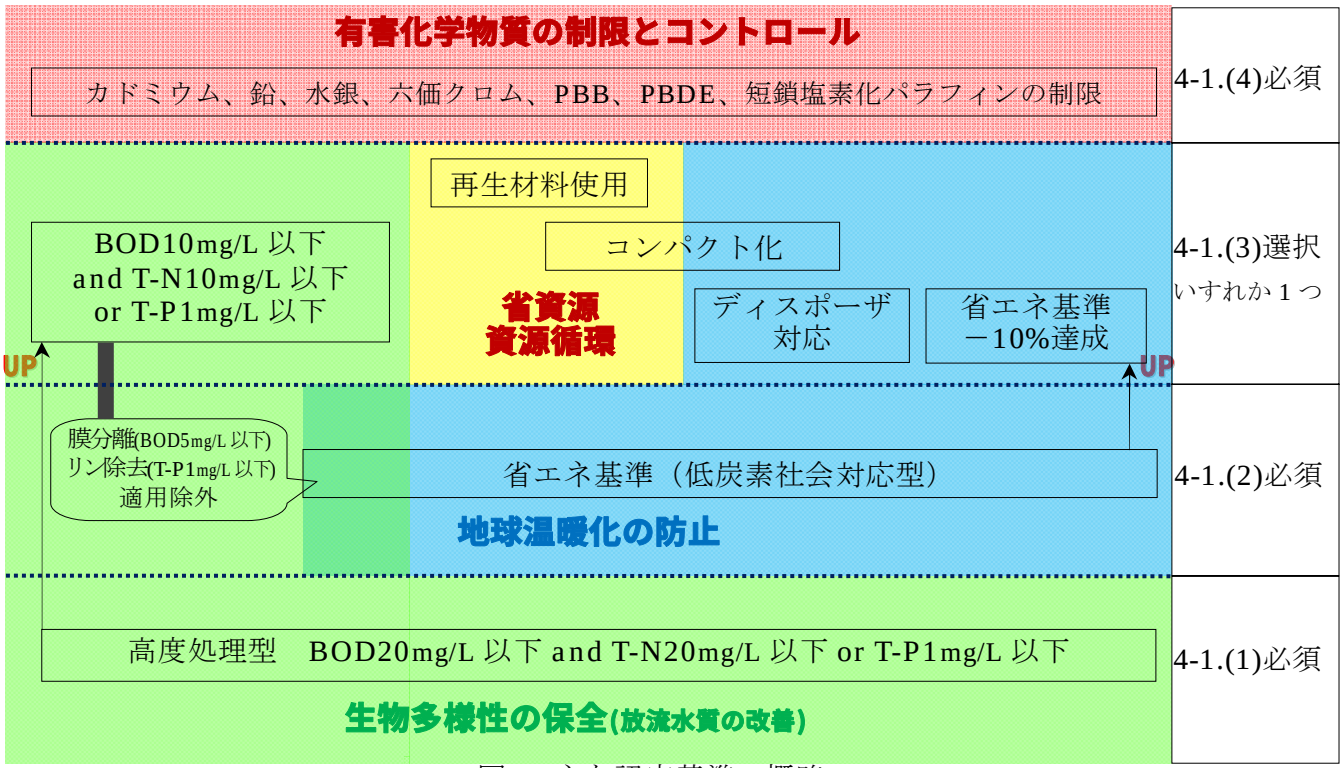

図1　主な認定基準の概略

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

(1) 放流水質の高度化　【D-2･3･4】

浄化槽の基本性能として放流水質について検討した。

法で定められる処理性能としては、浄化槽からの放流水の BOD が 20mg/L 以下および BOD 除去率が 90%以上であることが規定されている。さらに、環境省の浄化槽設置整備事業では、①BOD 除去率が 90%以上、放流水質 BOD20mg/L 以下の浄化槽、②①の要件を満たしかつ、放流水の総窒素濃度（T-N）20mg/L 以下または総りん濃度（T-P）1mg/L 以下の高度処理型浄化槽、③BOD 除去率 97%以上、放流水質 BOD5mg/L 以下の 3 つの処理性能で区分しており、それぞれに交付金の基準額を設定している。水道水源地域、湖沼や閉鎖性海域でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の観点から、特に②以上の生活排水の高度処理化が求められている地域も多く、地方自治体によってはさらに処理性能の高い BOD10mg/L 以下、および T-N10mg/L 以下または T-P1mg/L 以下の浄化槽の設置を政策としているところもあり、大きくは表 2 のように 4 段階に分けられる傾向がある。

表 2　処理性能による区分

処理性能	補助制度の区分	備考
BOD20mg/L 以下	①	通常型
BOD20mg/L 以下 T-N20mg/L 以下または T-P1mg/L 以下	②	高度処理型
BOD10mg/L 以下 T-N10mg/L 以下または T-P1mg/L 以下		
BOD5mg/L 以下	③	特定の地域や中水に使用

放流水の水質は生物多様性・水質保全の観点から高度処理レベルが望ましく、また放流水質の向上により、処理水中の有機物や窒素を削減することで放流先での CH_4、N_2O 排出ポテンシャルも下げることに繋がるため、地球温暖化の防止にも寄与する。そのため、放流水質は高度処理レベルを必須とする基準項目として選定した。なお、実際に放流される水質は浄化槽管理者の使用状況によって変わるものの、放流水質の確認は性能評価を受けた数値により適合性を判断することが妥当とされた。

(2) 浄化槽の消費電力　【D-2】

地球温暖化の防止の観点から、浄化槽使用時の消費電力について検討した。

浄化槽のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量は、使用時の電力消費、水質処理工程で直接排出される CH_4、N_2O、汚泥処理に伴うエネルギー消費が多くを占め、使用段階での寄与がライフサイクルの93.0%（2008年度算定モデル。廃棄段階については考慮していない）と最も大きいとされている[2)]。特に、使用時の電力消費（主にブロワの電力）では42.3%（(社) 浄化槽システム協会資料）を占めており、最も対策が必要であるといえる。

消費電力については、環境省の低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業において低炭素社会対応型浄化槽の消費電力の基準が定められている。この省エネ基準を満たすことで、1990年度の消費電力の荷重平均値と比較して、25.2%（2010年度出荷比率による加重平均、(社)

浄化槽システム協会資料）のエネルギー削減が見込まれるとされており、基準項目として選定した。

ブロワの省エネルギー化は、ブロワ自体の定格電力の削減と、浄化槽への必要風量の削減の2つの方向性があるが、高度処理化や汚泥発生量の削減などにはブロワ風量の増大を伴うことが多い。特に、リン除去型については、鉄電極により電解してリンを捕捉するなど別途の電力を必要とする。膜分離型については、BOD5mg/L 以下の高度処理とコンパクト化の両方に対応する方式であるが、その分電力消費も多い。ディスポーザ対応浄化槽についても、通常の生活排水よりも、ディスポーザ排水を含む汚濁量の多い生活排水を高度処理レベルまで処理するために電力を多く必要とすることから、これらについては省エネ基準を満たすことが困難であるという意見があった。検討の結果、リン除去型や膜分離型については、現状でも省エネ基準を満たす浄化槽がほとんど無く、処理水質としては高度処理型の中でも最上位にあることから、省エネ基準の適用除外とした。ディスポーザ対応浄化槽については、後述するように浄化槽に係わる温室効果ガス排出量が増大したとしても、廃棄物処理を含む全体として温室効果ガスの削減に有効であることから、省エネ基準を適用除外とすべきという意見もあったが、ディスポーザ対応浄化槽のうち5～7人槽では現状でも省エネ基準を満たす製品が半数以上あり、省エネ基準を適用することとした。

なお、低炭素社会対応型浄化槽の基準値は定格出力であるため、例えば定格出力の大きいブロワを運転時間制御した場合、運転時間によってはトータルの消費電力量を少なくでき、後述の(3)選択肢bには運転時間制御による省エネルギーの考慮を採用している。(2)と(3)bとの基準項目間の整合性の面や、今後の製品開発や正しく環境効果を評価するためには、(2)においても運転時間制御の考えを盛り込むことが必要という意見があったが、一方で、現状では小規模浄化槽では運転時間制御の製品は実在しておらず基準項目(2)と(3)bでの違いによる実務上の問題が生じていないこと、また必須項目において既存の補助指針と算出方法を異にするのは、政策の整合性の観点から、行政の指針の取扱い実務上の平易さ、あるいは消費者視点での分かりやすさという面では混乱が生じる可能性があるという懸念も指摘された。そのため、今後、運転時間制御を伴った製品の開発状況、補助指針等の変更などの社会状況の変化に合わせて、(2)と(3)bを適切に改定等行うことを前提に、本基準の目的である一般消費者への普及観点を優先して現段階では(2)には運転時間制御の考えは盛り込まないこととした。

(3) 低炭素化等の更なる環境性能の評価

4-1.(1)(2)を基本要件とした上で、さらなる環境性能について検討した。

浄化槽の温室効果ガスの削減の手法としては表3で示された方法[2)]が有効とされており、放流水質の高度化や消費電力の低減の追求だけでなく、浄化槽のコンパクト化やディスポーザ対応という別の手法にも取り組むことで更なる温室効果ガスの削減が図られ、さらに省資源・資源循環の観点から再生材料を使用した浄化槽なども効果的と考えられる。これらの手法は温室効果ガスの削減に有効ではあるが、例えば、放流水質のさらなる高度処理化には消費電力や槽容量が増大する場合があること、ブロワの省電力化にはレアアース（ネオジム）の使用が伴う場合があること、再生材料の使用には耐久性

への懸念が生じる場合があること等、トレードオフが発生する可能性がある。そのため、個別の手法を必須要件として推進するのではなく、複数の手法を選択的に評価し、さらに複数の手法を組み合わせてより環境性能を高められるよう、a～dのいずれかの手法を選択する項目として設定した。図2には、主な手法と1900年から2008年にかけて削減された温室効果ガスの割合の関係[2)]を示す。

表3　低炭素化手法とその有効性[2)]

低炭素化手法		低炭素化手法の有効性※1				排出原単位試算の対象
		製造	設置工事	使用	廃棄	
浄化槽のコンパクト化		●	●	●	●	○
	汚泥の収集運搬の効率化			●		○
	生産性の向上	▲				○
ブロワの省エネルギー化				●		○
水処理工程におけるCH_4,N_2O排出量の低減				▲		
高度処理化の推進				▲		○
使用状況に応じた維持管理の実施				▲		
汚泥の処理・処分、資源化				▲		
維持管理業務等におけるハイブリッド車両等の導入				▲		
ディスポーザ排水対応浄化槽の推進				▲		
世帯人口の減少に対応した人槽の設定				▲		

注記※1）　●：有効　▲：有効（更なる検討要）

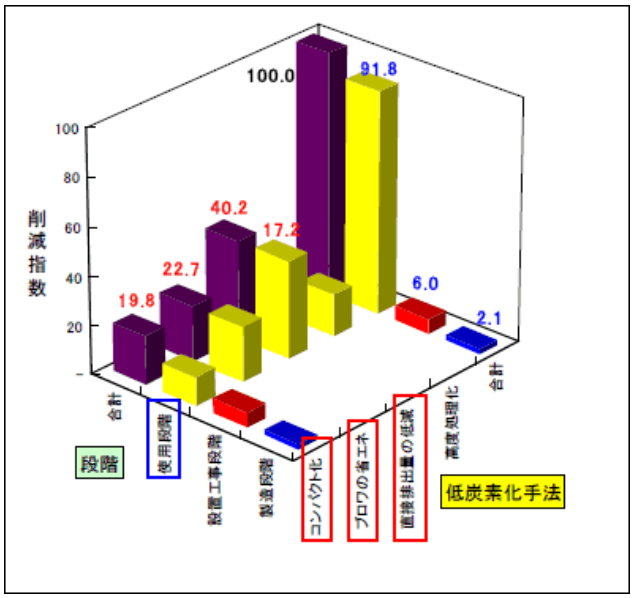

図 2　1990 年度~2008 年度の温室効果ガス削減割合 [2)]

a.処理水質　【D-2･3･4】

高度処理化については、4-1.(1)での基準よりも1段階上の基準として、水源地域などの自治体で採用しているBOD10mg/L以下、およびT-N10mg/L以下またはT-P1mg/L以下の処理性能を選択項目として選定した。

b.消費電力　【D-2】

消費電力については、特にBOD20mg/L以下、T-N20mg/L以下のクラスでは4-1.(2)の省エネ基準を大きく下回っている製品も多く出てきている。(2)省エネ基準は認定基準

のベースとしたため、適合判断は出来る限り指針に合致するように設定したが、より消費電力が低減された製品も評価できるよう、選択項目として更に進んだ省エネ対応を設定し、現状の製品データから(2)省エネ基準を10%低減することを基準とした。(2)の省エネ基準では定格出力で評価しているが、これは実質的には浄化槽の性能というよりブロワ自体の省エネによるものとなっている。一方、大規模の浄化槽で採用されている間欠運転など、必要風量の削減といった浄化槽自体の性能としての省エネも今後進められる必要がある。このことから、選択項目である本項目ではより積極的に消費電力量の削減の方向性を示せるよう、ブロワの定格出力値による判断だけでなく、運転時間制御による消費エネルギーの削減の可能性も盛り込んだ。

c.コンパクト化　【A-1、B-2、C-1･2、D-1、F-1】

コンパクト化については、高度処理化、ブロワの省エネ化と並び、温室効果ガス削減の手法として有効とされている。コンパクト化の効果は、製造段階においては部材量・製造エネルギーの削減、設置工事段階においては輸送エネルギー・掘削土量・スラブ量・工事エネルギーの削減、使用段階においては汚泥清掃量の削減、廃棄段階においては廃棄量の削減など[2)]、各段階で地球温暖化の防止と省資源化の両方に影響を及ぼすため、選択項目として選定した。

業界で一般的にコンパクト型と呼ばれる浄化槽は、告示浄化槽の約7割の大きさ（容量）を目安としていることから、若干の幅を考慮して1990年度告示浄化槽の総容量の算術平均値の73%を選択項目の基準値とした。なお、コンパクト化を製品の省資源化という観点での評価と考えると製品重量を指標とすることも考えられたが、製品データからは目安とできる基準値がはっきりせず、また材料種による違いは考慮出来ないという面もあるため、設置工事段階と使用段階の地球温暖化の防止に明確な関係がある総容量により評価することとし、本基準値により省資源化も間接的に期待されるとした。

さらに本商品類型の狙いの一つである単独処理浄化槽からの転換についても検討した。通常、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽よりも小さく、既設の単独処理浄化槽を掘り起こして合併処理浄化槽を設置するためには、より大きいスペースを必要とする。単独処理浄化槽を掘り起こしたスペースとほぼ同等の設置スペースであれば、単独処理浄化槽からの転換が容易となり、その判断の一つの目安として、コンパクト化をさらに進めた本体設置面積を規定した。本体設置面積は、5人槽の単独処理浄化槽の場合、告示浄化槽の約60%であり、これを基本として2000年のJISの人員算定の変更による小型化も考慮して、告示浄化槽の本体設置面積の60%を推奨値と設定したが、この値を満たす浄化槽はごくわずかであるため、配慮事項(3)とした。

d.ディスポーザ対応　【D-2】

ディスポーザは、台所の排水口に設置され、生ごみを粉砕破砕して汚水とともに排除する排水設備である。ディスポーザの導入により、利便性や衛生面の改善、生ごみの減量化によるごみ焼却・埋立量の減少が期待されるが、ディスポーザを設置する場合は排水の過負荷等の影響が懸念されるため、環境保全の観点から単体ディスポーザの設置を禁止する市町村も多く、適切なディスポーザ排水処理システムを伴っての普及が進めら

れている。ディスポーザ対応浄化槽の場合、ディスポーザで破砕した生ごみ排水と生活排水を合わせた濃度の高い流入水を、高度処理型と同等の処理水質まで浄化できるうえ、汚泥の消化、コンポスト化によるリサイクル促進の可能性もあり、生ごみの衛生処理および水環境の保全に寄与する。さらに、単独処理浄化槽のままの家庭にとっては、ディスポーザの利便性の享受と併せて排水処理を考える必要があるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（ディスポーザ対応浄化槽）への転換のための動機づけとなることも期待されている。

ディスポーザ対応浄化槽は、通常の生活排水よりも、ディスポーザ排水を含む汚濁量の多い生活排水を高度処理レベルまで低減するため、消費電力を多く必要とし、容量も通常より大きくなる傾向があるが、流入汚濁量に対して窒素除去率が高く、通常の浄化槽に比べて処理効率は高い。また、構造例示型浄化槽（標準ケース）とディスポーザ対応浄化槽導入ケースについて、排水処理工程と廃棄物処理工程を含めた全体の$LCCO_2$を比較評価した報告[3)]では、標準ケースに比べ、ディスポーザ対応浄化槽導入ケースは生ごみ処理が廃棄物処理工程から排水処理工程に移行するために廃棄物処理工程のCO_2排出量が減少し、生ごみを排水処理工程で処理する分のCO_2排出量が増加する。しかし、ディスポーザ対応浄化槽導入ケースの排水処理工程における増加量は、廃棄物処理工程における減少量の28%に留まるため、全体としてディスポーザ対応浄化槽導入ケースCO_2排出量は6.8%削減されると試算されている。このことから、ディスポーザ対応浄化槽は水環境の保全のみならず、温室効果ガスの排出量の削減にも寄与することから、選択項目として設定した。

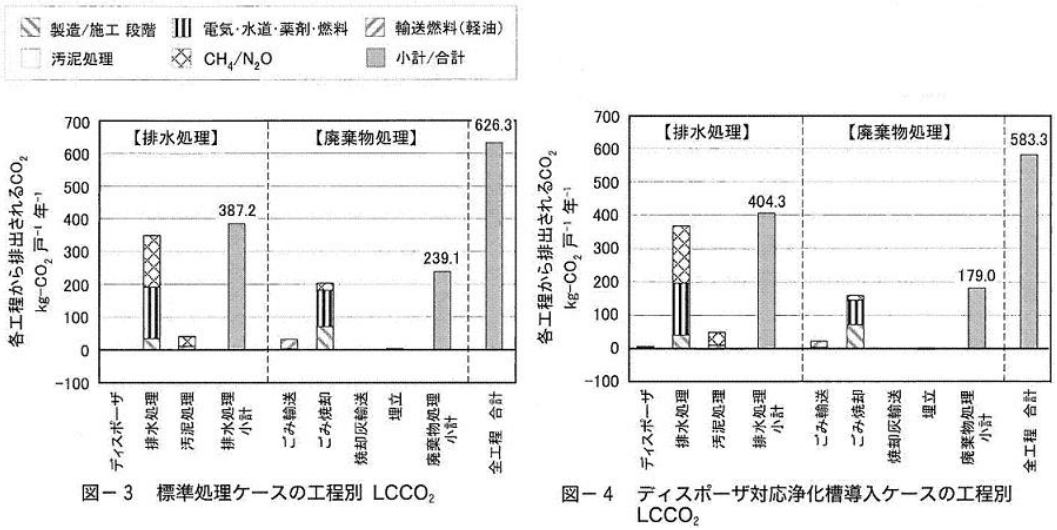

図－3　標準処理ケースの工程別 $LCCO_2$　　図－4　ディスポーザ対応浄化槽導入ケースの工程別 $LCCO_2$

図3　ディスポーザ対応浄化槽導入ケースの$LCCO_2$比較[3)]

e.再生材料　【A-1】

現在販売されている浄化槽では、再生材料を使用しているものは、ほとんど存在していない。しかし、再生プラスチックを使用した製品の開発がすすめられ、近々上市される見通しとの情報があったため検討を行った。LCAでみると製造段階の温室効果ガス排出量の寄与率はそれほど大きくないが、適用範囲である10人槽以下の浄化槽ではプラス

チック材料が製品重量の大半を占めており、エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品Version2」認定基準の対象となり得る製品群であることから、省資源・資源循環の観点から選択項目として設定した。再生プラスチックの配合率については、浄化槽での再生プラスチックの使用事例がないため、浄化槽固有の数値設定は困難と考え、No.118認定基準の配合率を踏襲することとした。

その他、水処理工程におけるCH_4、N_2O排出量の低減や汚泥の処理・処分、資源化など、地球温暖化の防止に有効な手段についても検討を行ったが、具体的な方法や知見がなく評価が困難であるため、今後他の地球温暖化の防止に有効な手法についても取り組みが進むよう、配慮事項(1)として規定した。

(4) 製品中の有害物質について　　【B-3、F-3】

製品中の有害物質については、特段問題が生じている状況にはなく、業界としても有害物質に関する取り決めはない。浄化槽への重金属等の使用状況は不明ではあるが、把握自体がされていない状況であるため、プラスチック部品への鉛等重金属を含む添加剤の使用の可能性などを鑑み、他の認定基準を参考に改正RoHS指令（2011/65/EU）ANNEXⅡに準拠して対象物質および含有率（ただしANNEXⅢに指定されているものは除く）を定め、エコマーク全体の有害物質の基準策定方針に挙げられている物質（短鎖塩素化パラフィン）の不使用についても規定することで、有害物質の管理、削減を促すこととした。ただし、このような取り組みはまだ進んでおらず、細部の部品まで確認するのが現状では困難であること、浄化槽は設置現場で組み込む部品などもあり、メーカーによって製品として扱う範囲が異なるため、確認の範囲を浄化槽本体と規定しても、実際に確認される部材がメーカーによって異なる可能性があることから、少なくとも浄化槽の重量の大部分を占める主要部材である本体の外郭、仕切板、ろ材、ブロワについては確認すべきとして、確認の対象範囲とする部材名を明記した。

(5) 製品の性能維持、長期使用について　　【D-4】
(6) 情報提供について

浄化槽は、汚泥処理や水質検査など常に維持管理を必要とすることから、長期にわたり適切に浄化機能を発揮するために、メンテナンス容易性や長期修理体制が重要である。高度処理化やコンパクト化により、特に製品の内部構造が複雑化して、保守点検業者などのメンテナンスに支障を来たすことがないよう、全国浄化槽推進市町村協議会の登録や性能評価試験等によるメンテナンス容易性の確認を規定した。また、浄化槽は使用実績が30年以上とされているように使用期間が非常に長期にわたるため、その間の部品交換や不具合の修理といった対応も必要となることから、部品供給や保証期間について業界標準を参考に定めた。さらに、適切に維持管理が行われるためには、これらの情報が適切に保守点検業者、清掃業者、使用者に伝達されていることが必要であり、基準として選定した。特に、適切に浄化機能を発揮するためには使用者の日常の行動や受検意識が大切であるため、浄化槽を使用する上での日常必要な注意事項や、保守点検・清掃を行うこと、法定検査を受けることについて、使用者への情報として取扱説明書にこれら

の内容を明記する事も規定した。

なお、長期使用が前提である浄化槽は、現状では使用済み浄化槽のリユース、リサイクル性について特段の考慮がされていないが、東日本大震災後の仮設住宅への浄化槽設置、あるいは高齢者宅に市町村設置された浄化槽など、比較的短期に使用が終了した後の利用が今後の課題として挙げられているため、製品設計として可能な限りリユース、リサイクルに配慮するよう、配慮事項(2)とした。

(7) 製造工場の環境法規等順守について　　【B-3】

本項目は、全商品類型に共通の確認事項として、他の認定基準と同様に規定した。

4-2. 品質に関する基準と証明方法の策定の経緯

(8)型式認定、製造物責任法への対応

浄化槽の品質については、浄化槽法や建築基準法、性能評価機関等にて様々な登録・認定制度により厳格に定めているため、エコマーク認定基準においては審査時に最低限確認する内容として型式認定を受けていることとした。また、浄化槽本体はこれまでの使用実績から長期耐久性に問題ないと考えられるものの、再生プラスチックの使用など新たなエコマークの評価観点が耐久性へのトレードオフとなることも考えられるため、強度検証を行っていることについても規定した。さらに、浄化槽は機器の選択・購入が多くは工事業者やハウスメーカーで行われるため、浄化槽の使用者は購入時には携わらないことが多く、メーカーとの接点もほとんどない。そのため、使用者側からみて浄化槽の製造上の瑕疵責任を明確にするよう、製造物責任法（PL法）への対応を明確にすることも要件とした。

5. 配慮事項

4-1.(3)および(5)(6)に記載のため省略する。

6. 商品区分、表示などについて

浄化槽は、工事業者が製品の購買選択を行うことが通常であるため、ほとんどの場合、浄化槽の使用者は導入時の関わりが極端に少ない。しかし、浄化槽の管理責任者である使用者にも、浄化槽の注目すべき環境評価項目を示し、浄化槽の導入時に環境性能による製品選択意識を喚起できるよう、認定浄化槽の具体的な特長をエコマーク環境情報表示（省エネ性能、コンパクト化、放流水質などの認定内容）として広告媒体に記載するように規定した。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進という課題に関し、浄化槽設置は使用者に対する直接のメリットがなく、その環境保全効果は使用者にとって実感し難いという面がある。そのため、エコマークの付いたステッカーや設置証書を使用者に配布することで、浄化槽を設置したことにより環境配慮を行っていることを目に見える形にするといった、普及啓発ツールとしての具体的な活用方法と注意事項を記載

した。これに維持管理を促すメッセージを盛り込むことも推奨し、保守点検や清掃を行うことと併せ使用者の法定検査の受検意識を高めることを狙った。なお、エコマークを表示できるのは使用契約者のみであるが、地方自治体については無償配布のものは別途シンボルマーク使用制度が利用できるため、同様のエコマーク表示を行うことも可能である。

出典：

1) 平成22年度末の汚水処理人口普及状況について：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室
2) 古市昌浩（株）ハウステック：浄化槽分野における低炭素化の検討事例（（社）浄化槽システム協会HP、月刊浄化槽2011年5月号（公財）日本環境整備教育センター）
3) 山崎宏史（財）茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター、蛯江美孝（独）国立環境研究所：ディスポーザ対応浄化槽の活用による温暖化対策の可能性（月刊浄化槽 2011 年 5 月号（公財）日本環境整備教育センター）